

# 第二次盛岡市再犯防止推進計画(案)

(令和8年度～令和12年度)

# 第二次盛岡市再犯防止推進計画（案）概要

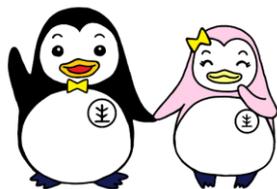
## 第1 計画の概要

### 1 計画策定の背景（本編1ページ、以下同じ）

- 全国の刑法犯の検挙件数は平成16年以降減少傾向にあるが、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は横ばいで推移。
- 国においては、再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年に「第二次再犯防止推進計画」を策定。
- 市では、平成30年度からの3年間、地方再犯防止推進モデル事業に取り組み、更生施設出所者等の再犯の防止に向けた実践的な取組とその効果の検証を行い、法の主旨を踏まえ、令和3年3月「盛岡市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の推進に取り組んできた。
- 令和7年5月には、国連犯罪防止刑事司法委員会で日本の保護司制度を含む準則案を採択。
- 令和7年6月には、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）により、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑<sup>※</sup>が導入されるなど、罪を犯した者等の社会復帰を支援する環境が変化。
- このような背景を踏まえ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、息の長い更生支援の取組を推進するため、「第二次盛岡市再犯防止推進計画」を策定するもの。

### ※ 拘禁刑

懲役や禁錮と異なり、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能となったもの。



更生保護マスコットキャラクター  
「ホゴちゃん」「サラちゃん」

### 2 計画の位置付け（3ページ）

- この計画は、法第8条第1項に基づいて策定する地方再犯防止推進計画である。
- 計画の推進に当たっては、盛岡市総合計画の基本構想や第3期盛岡市地域福祉計画等のほか、関連計画との整合や連携を図っていくもの。

### 3 再犯防止施策の対象者等（4ページ）

#### 犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のこと。入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含む。

#### 再犯の防止等

犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 4 計画期間（4ページ）

令和8年度から令和12年度までの5か年計画。

# 第二次盛岡市再犯防止推進計画（案）概要

## 第2 再犯防止を取り巻く環境

### 1 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移（5～6ページ）

- ・ 全国における令和元年以降の再犯者率は、概ね48%前後で推移。（R5:47.0%）
- ・ 岩手県内の令和元年以降の再犯者率は、概ね47%前後で推移。（R5:46.1%）
- ・ 盛岡市内の令和元年以降の再犯者率は、概ね51%前後で推移。（R5:50.5%）

盛岡市の再犯者率は全国・岩手県と比べて高く横ばい傾向

### 2 受刑者・少年院在院者の状況（7ページ）

- ・ 全国における受刑者の罪名別構成比は、窃盗の割合が最も高い。以降に覚醒剤取締法違反、詐欺、道路交通法違反と続く。
- ・ 受刑者の中には、精神障がいがある人や高齢者、犯罪時に仕事や住居がない人が多く認められる。
- ・ 少年院の入所者の中には、精神障がいがある人や知的障がいがある人等が多く認められる。

受刑者等は福祉的な支援を要する人が多い傾向

### 3 「盛岡市再犯防止推進計画」の取組の成果と課題（8～10ページ）

- ・ 重層的支援体制整備事業において、包括的な相談支援体制と多機関の協働による支援体制を構築した。
- ・ 社会を明るくする運動への参加、更生支援をテーマとするフォーラムの開催など、市民に対して更生支援の意識醸成を図った。
- ・ 様々な取組を通じて関係機関との連携が強化されたものの、再犯者率は横ばいの状況が続いている。

民間協力者や関係機関等と連携した継続的な取組が必要

息の長い更生支援の取組が求められる

## 第3 基本方針及び重点課題

### 1 基本方針（要旨）（11ページ）

国の第二次画に係る基本方針を踏まえ、次の方針に基づき、犯罪をした者等の更生を支援し、安全・安心な地域社会の実現を目指す。

方針1	国や県、民間協力者、地域と連携して施策を総合的に推進する
方針2	犯罪被害者の存在を認識し、心情等を理解して施策を実施する
方針3	社会情勢等に応じた効果的な施策を展開する
方針4	広く市民の関心と理解が得られる取組を実施する

### 2 重点課題（12ページ）

法に規定する基本的施策等を踏まえ、次の課題に重点的に取り組む。

1	就労・住居の確保
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
3	学校等と連携した修学支援の実施
4	民間協力者の活動の促進
5	地域による包摂の推進

# 第二次盛岡市再犯防止推進計画（案）概要

## 第4 具体的な取組

### 1 就労・住居の確保のための取組（13～14ページ）

(1) 就労の確保 ※（ ）内は主な庁内関係部署、以下同じ

- ① 就労機会の拡大に向けた関係機関との連携（地域福祉課） **重点**
- ② 就労訓練の実施（生活福祉第一課）
- ③ 中間就労の場の拡充（地域福祉課）
- ④ 障がい福祉サービスの提供（障がい福祉課）

(2) 住居の確保

- ① 更生保護法人岩手保護院との連携  
（地域福祉課、生活福祉第一課、生活福祉第二課） **重点**
- ② 市営住宅の提供（建築住宅課）
- ③ 住宅確保要配慮者円滑入居住宅（セーフティネット住宅）の周知（建築住宅課）
- ④ 高齢者や障がいのある人の住居の確保  
（障がい福祉課・介護保険課・長寿社会課）

### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組（15ページ）

- ① 福祉総合相談窓口の活用（地域福祉課） **重点**
- ② 包括的な相談支援体制の充実（地域福祉課） **重点**
- ③ 障がい者福祉の推進（障がい福祉課）
- ④ 高齢者福祉の推進（長寿社会課、介護保険課）
- ⑤ 生活困窮者への支援（生活福祉第一課、生活福祉第二課）
- ⑥ こころの相談支援（健康増進課）

### 3 学校等と連携した修学支援の実施のための取組（16ページ）

- ① 学習支援の実施（生活福祉第一課、生活福祉第二課）
- ② 少年非行の防止（子ども青少年課）
- ③ 薬物乱用防止の啓発（学校教育課）

### 4 民間協力者の活動の促進のための取組（17ページ）

- ① 社会を明るくする運動への協力（地域福祉課、少年センター） **重点**
- ② 更生保護法人岩手県更生保護協会への協力（地域福祉課）
- ③ 盛岡地区保護司会への協力（地域福祉課）
- ④ 盛岡地区更生保護女性の会、盛岡地区BBS会への協力  
（地域福祉課）

### 5 地域による包摂の推進のための取組（18ページ）

- ① 再犯防止の推進に対する市民理解の増進（地域福祉課） **重点**
- ② 関係機関との連携の強化（地域福祉課）
- ③ 矯正施設事業への協力（地域福祉課）
- ④ 矯正施設所在自治体間の連携の推進（地域福祉課）

## 第5 計画の推進体制等

### 1 推進体制（19ページ）

庁内の関係部署が連携し、関係機関や民間協力者、地域との協働により計画を推進する。

盛岡市社会福祉審議会のほか、重層的支援体制整備事業等を活用した関係機関等との協議の場で取組状況を報告し、意見を聴取しながら事業の評価・見直しを行う。

### 2 関係機関・民間協力者・地域との協働（20ページ）

### 3 参考指標（20ページ）

指標	現状値	目標値 (令和12年度)
盛岡市における刑法犯検挙人員中の再犯者率	50.5% (令和5年度)	47.0%
盛岡市における刑法犯検挙人員中の再犯者数	143人 (令和5年度)	133人
犯罪をした者等のうち支援につないだ件数	9件 (令和6年度)	15件